

令和8年度「放課後ルーム」のご案内

このパンフレットは、「放課後ルーム」の利用を希望される方に、事業の内容や申し込みの時期、申し込みに必要な書類等、利用していただくうえで必要な情報を案内しているものです。

「堺市電子申請システム」で申し込みしてください。

※ルームでの申し込みは受け付けていません

○新湊小学校の通学区域に住所を有する又は新湊小学校に在籍する、4～6年生に相当する年齢または学年の児童が対象です。

○令和7年度に利用していても、新たに（毎年度）申し込みが必要です。

申し込み受け付け期間

【4/1 から利用希望の場合】

《1次申し込み受け付け期間》 令和7年11月4日(火)～11月28日(金)

※ 1次申し込みの人数から、令和8年度の利用枠を決定しますので、なるべく1次で申し込みをしてください。

※ 2次・3次申し込み受け付け期間はP5をご参照ください。

【年度途中から利用希望の場合（例えば夏休みのみ利用の場合等）】

令和8年3月26日（木）以降で、

利用開始希望日の前月の初日から同希望日を起算日として6開庁日前まで

（例）令和8年7月21日から利用希望の場合は6月1日から7月13日まで

【お問い合わせ】

堺市教育委員会事務局 放課後子ども支援課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

（堺市役所高層館11階北側）

TEL 072-228-7491 FAX 072-228-7009

【利用にあたっての注意事項】

申し込みをされる前に、必ず以下の注意事項をご確認ください。

利用について	活動中は集団生活のルールを守り、指導員の指示に従ってください。 ルールを守れない等、管理運営上安全が図れないと認められる場合は、利用承認を一時停止し、又は取り消すことがあります。 また、児童のみで習い事等で途中退室し、再度戻ることは、安全管理上ご遠慮いただいております。
利用時間について	利用時間を守り、必ず午後6時まで（利用時間延長された場合には必ず午後7時まで）にお迎えをお願いします。 また、土曜日・代休日・春休み期間中・冬休み期間中は午前9時以降に、夏休み期間中は午前8時30分以降に利用可能となります。 厳守されない場合は、利用承認を一時停止し、又は取り消すことがあります。
送り迎えについて	保護者等によるお迎えが必要です。土曜日・代休日・長期休業中はお迎えに加え、安全面の観点からなるべくお送りもお願いします。 なお、近隣住民のご迷惑となるため、自動車での送り迎えはご遠慮ください。
昼食について	給食のない日は、保護者においてお弁当及び十分な量のお茶の用意をしてください。
退室について	堺市外に転出して放課後ルームを利用しなくなる場合や、現在利用していて年度途中で利用をやめる場合は、退室届の提出が必要です。 提出を行わないと、転出後や利用しなくなった後も一部負担金がかかりお支払いが必要となりますので、退室させようとする日から起算して6開庁日前（土・日曜日、祝休日、年末年始を除いて市役所が開いている日で6日前）までに、必ず電子申請システムで手続きしていただくか、紙の「退室届」を放課後子ども支援課に提出してください（口頭での退室はできません）。
市内で転校し引き続き放課後児童対策等事業を利用する場合	現在利用中の放課後ルームの退室届と転校先で利用する事業の利用申し込みが必要です。校区により実施事業に違いがあります。 事前に放課後子ども支援課までお問い合わせください。

○令和7年度に利用していても、新たに（毎年度）申し込みが必要です

○毎月かかるのは一部負担金 4,000 円（8 月のみ 6,000 円）＋教材費等実費として 2,000 円以内です（延長の場合は＋1,000 円）（P2）

○年に 1 回、傷害保険料（児童 1 人あたり年額 800 円）が必要です（P2）

○一部負担金の日割り計算はしておりません（P2）

○利用登録がある月は利用していなくても、費用が発生します（P2）

○電子申請で申し込みしてください（P3）

○入室順位の決定は、申し込みの先着順ではありません（P4～P5）

○1 次申し込みの結果は、令和8年2月下旬頃に郵送予定です（P4）

○長期休業中のみ（夏休み中など）の利用もできます（P5）

※申し込みの際に利用期間で入力（記入）した利用終了日以後は、届け出しなくても退室扱いとなります

○申し込みの結果は書面でお知らせします（P6）

○利用できない場合は、未納の一部負担金がある場合や、定員を超えたときなどです（P6）

○入室説明会の日程は、1 月頃を目途に堺市 HP に掲載予定ですのでご確認ください

1. 事業の内容について

「放課後ルーム」は、放課後等に学校施設を活用し、学習や様々な体験・交流活動等の場を提供します。なお、本事業は業務委託により受託事業者が運営を行いますが、堺市が児童の安全確保を図り実施している事業です。

(1) 実施期間	令和 8 年 4 月 1 日 ~ 令和 9 年 3 月 31 日
(2) 実施日時	月～金曜日 (放課後～午後6時) 土曜日・代休日・春休み期間中・冬休み期間中 (午前9時～午後6時) 夏休み期間中 (午前8時30分～午後6時) ※ただし、利用時間延長制度により、別途申し込みで午後7時まで利用が可能
(3) 休業日	日曜日・祝休日・12月29日～1月3日

(注) 交通機関のスト、台風等の災害、学校保健安全法に基づく学校・学年・学級閉鎖、学校終業時刻繰上げ等により、実施日または実施時間を変更することや、臨時休室することがあります。

(4) 対象児童	新湊小学校の通学区域に住所を有する又は新湊小学校に在籍する、4～6年生に相当する年齢または学年の児童。 ※放課後ルーム対象児童で、支援学校もしくは支援学級に在籍する児童は、のびのびルームを利用することができます。
(5) 実施校	新湊

(注) 現在の住所から転居する予定がある場合、対象校は通学予定の学校名（及び対象事業）で申し込んでください。

(6) 定員	1次申し込みでの申し込み数及び学校施設状況により定員を決定します。 1次申し込み時において決定した定員を超えた場合は、学年の低い児童の利用を優先します。ただし、同一学年で定員を超える場合は、公正に抽選を行い、利用者と待機者の順位を決定します。
(7) ルーム開設の要件	1次申し込みにおいて、利用申し込み人数が10人に満たない場合は、ルームを開設しない場合があります。
(8) ルームの閉室	開設後に利用登録者が5人未満になった場合は、ルームを閉室する場合があります。

2. 一部負担金等のお支払いについて

(1) 一部負担金【減額・免除制度はありません】(市が徴収)

- ・児童1人あたり 月額4,000円
(8月のみ 月額6,000円)

+

<利用時間延長(午後6時～午後7時)を利用する場合>

- ・児童1人あたり 月額1,000円

(注) 利用の申し込みが承認された場合、利用がなくても、一部負担金の支払いが必要です。利用しなくなった場合は、速やかに手続きしてください(必要な手続や期限については、申し込みへの結果通知に同封します)。

- 月の途中の入・退室及び欠席がある場合も、その月の一部負担金のお支払いが必要です。
(日割り計算はしていません。)
- 交通機関のスト、台風等の災害、インフルエンザ等による学校・学年・学級閉鎖、学校終業時刻繰上げ下校等による臨時休室等で利用できなくなった場合も、その月の一部負担金のお支払いが必要です。
(日割り計算はしていません。)
- 一部負担金のお支払いは、口座振替(自動払込)＜当月分を当月の25日＞を推奨します。
口座振替(自動払込)以外は金融機関等での納付書払いとなります。詳細は利用決定後にご案内します。

(2) 傷害保険料・教材費等(運営事業者が徴収)

利用にあたっては、次の費用が別途必要になります。詳しくは、利用承認通知書に放課後ルームの連絡先一覧にアクセスできるQRコードを掲載した文書を同封しますので各自ご確認をお願いします。

- 傷害保険料(※保険料・補償額は改定される場合があります)として、児童1人あたり年額800円(一括払い、減額・免除制度なし)が別途必要です。利用開始日までにルームに直接お支払いください。

[傷害保険補償額 入院日額4,000円、通院日額1,500円]

※年度途中に退室し同じ年度内に再度入室した場合、傷害保険料の再度のお支払いは不要です。

- 教材費や校外学習等にかかる実費については、月額2,000円以内でご負担いただくことがあります。

3. 利用申し込み方法について

【電子申請での手続方法について（24 時間受け付け）】

①右の QR コードを読み取り、「堺市電子申請システム」にアクセスしてください。

※パソコンから手続する場合は「堺市電子申請システム」にアクセスし、個人向けの手続一覧において、「令和八年度 放課後ルーム 利用申込」（文字は全て全角で、3つの単語の間にはスペースを入力）と検索してください。



QR コードは
デンソーウェーブの
登録商標です

②保護者名で電子申請システムの利用者登録をしてください。
（登録済の場合は不要です）

③手続ページにて必要事項を入力し、手続を完了させてください。

④登録しているメールアドレスに、手続が完了した旨のメールが届いているか確認してください。

※②の利用者登録の完了メールだけではなく、その後に③の手続完了メールも届いているかご確認ください。

【注意事項】

電子申請での申し込みは、午前0時00分～午後11時59分までに申し込みが完了したものを、その日の申し込み分として受け付けします。4月1日から利用希望の場合は、必ず各申し込み（1次・2次・3次申し込み）の最終日の午後11時59分までに申し込みを完了させてください。また、土・日曜日、祝休日、年末年始に申し込みしたものは、その次の開庁日の申し込み分として受け付けします。

＜紙の申込書を記入して申し込む場合＞

下記の（1）、（2）の必要書類をご提出ください。提出方法はP4・P5をご確認ください。

（1）利用申込書

（2）児童状況調査票 →該当がある場合のみ提出

4. 利用申し込み期間について

(1) 4/1 から利用希望の場合(1次申し込み)

【申し込み方法】

申し込み期間：令和7年11月4日（火） ～ 令和7年11月28日（金）

電子申請する場合 ※24時間手続きでき、申し込み完了の記録が残ります。

P3「電子申請での手続き方法について」をご参照ください。

紙の申込書で申し込みする場合

持参：P3に記載の必要書類を、放課後子ども支援課に、受付時間内に持参してください。

郵送：P3に記載の必要書類を、申し込み期間内（**申し込み期間前又は申し込み期間後に届いた場合は受け付けできません**）に放課後子ども支援課宛に郵送してください（**必着**）。

※通常よりも多くの料金がかかりますが、配達記録の残る「簡易書留」での郵送を推奨します。

受付場所	受付時間
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市教育委員会事務局 放課後子ども支援課 (堺市役所高層館11F北側) ※各区役所・放課後ルームでは 受け付けていません。	午前9時～午後5時30分 ※8（土）、9（日）、15（土）、16（日）、 22（土）、23（日・祝）、24（月・振替休日） を除く

【注意事項：1次申し込み】

- 申し込み期間中は先着順ではなく、以下の優先順位に沿って入室順位を決定します（同じ優先順位となった場合は抽選）。

定員を超過した場合は、待機となります（待機順位は別途通知します。待機からの入室は、申し込み期間に関わらず以下の優先順位を適用します）。

＜優先順位＞

学年順（①4年→②5年→③6年）

- 利用申し込みの結果は、令和8年2月下旬頃に郵送予定です。
3月上旬になっても届かない場合はご連絡ください。

(2) 4/1 から利用希望の場合(2次・3次申し込み)、年度途中から利用希望の場合
【申し込み期間】

4/1 から利用希望の場合(2次申し込み)

① 令和8年2月20日(金)～2月27日(金) <必着>

※期間内に受け付けた申し込みの中で、先着順ではなく、優先順位に沿って入室順位を決定

4/1 から利用希望の場合(3次申し込み)

② 令和8年3月2日(月)～3月25日(水) <必着>

※同日に受け付けた申し込みの中で、先着順ではなく、優先順位に沿って入室順位を決定

年度途中から利用希望の場合(随時申し込み)

③ 令和8年3月26日(木)以降で、利用開始希望日の前月の初日から
同希望日を起算日として6開庁日前まで<必着>

(例) 令和8年7月21日から利用希望の場合は6月1日から7月13日まで

※同日に受け付けた申し込みの中で、先着順ではなく、優先順位に沿って入室順位を決定

【申し込み方法】

電子申請する場合 ※24 時間手続き、申し込み完了の記録が残ります。
P3「電子申請での手続き方法について」をご参照ください。

紙の申込書で申し込みする場合

P3 に記載の必要書類を放課後子ども支援課(※)に郵送または持参してください。

(※提出先) 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 放課後子ども支援課

堺市役所 高層館 11 階北側 午前9時～午後5時30分(土・日曜日、祝休日、年末年始を除く)

【注意事項：2次・3次申し込み、随時申し込み】

- ・上記「申し込み期間」の①の申し込み期間は期間内に、②、③の申し込み期間は同日に受け付けた申し込みの中で、先着順ではなく、以下の優先順位に沿って入室順位を決定します(同じ優先順位となった場合は抽選)。定員を超過した場合は、待機となります(待機順位は別途通知します。待機からの入室は、申し込み期間に関わらず以下の優先順位を適用します)。

<優先順位>

学年順(①4年→②5年→③6年)

- ・利用申し込みの結果は2次申し込みは3月中旬頃、3次申し込み・随時申し込みは申込完了後1週間～15日程度で郵送予定です(利用開始希望日までには何らかの連絡を差し上げます)。

5. 利用の承認・その他の手続等について

【申し込み結果の通知方法について】

利用できる場合は、申し込みのあった住所に利用承認通知書を郵送します。
利用できない場合も書面でお知らせします。

【利用できない場合】

下記の場合は、申し込みのご希望通りに本事業をご利用頂けませんのでご了承ください。

- ① 「のびのびルーム」「放課後ルーム」「堺っ子くらぶ」の未納となっている一部負担金がある場合
（きょうだい等の分を含む）
- ② 定員を超過しており、待機となる場合
- ③ 「放課後ルーム」の管理運営上、児童の安全が図れないと認められる場合
- ④ 問い合わせをしても連絡がとれず、入室に必要な書類・情報が揃わなかった場合

【注意事項】

- ①について、特別な事情で一部負担金の未納分の納付が困難な場合は、放課後子ども支援課へご相談ください。
- ②について、待機となった場合は待機順位を決定し、「待機順位決定通知書」にてお知らせします。定員に空きが出た際は、待機されている児童の中から順に利用のご案内をします（詳細は通知書でご確認ください）。

【利用を辞退する場合（4月1日からの利用申し込みをした場合）】

- 4月1日からの利用申し込みをして、申し込み結果の通知が届く前に辞退する場合は、放課後子ども支援課へご連絡ください。
- 4月1日から利用開始の利用承認通知書が届いた後に辞退する場合は、同封されているご案内に記載の辞退手続の期日までに、電子申請システムで手続していただくか、紙の「辞退届」を放課後子ども支援課へ提出してください。
- 期日までに放課後子ども支援課への連絡及び辞退の手続をされなかった場合は傷害保険への加入の関係で、4月1日から事業をご利用されなくても傷害保険料（年額800円）をお支払いいただきます。
- 3次申し込み以降の場合、申し込み日によっては、利用承認通知書に同封するご案内に辞退手続の期日を記載していません。利用開始日までに辞退する場合は、放課後子ども支援課へご連絡ください。「辞退届」についてご案内します。ご連絡をいただいた場合でも、傷害保険への加入の関係で、事業をご利用されなくても傷害保険料（年額800円）をお支払いいただく場合があります。

【利用を辞退する場合（随時申し込みをした場合）】

- 令和8年3月26日以降に随時申し込みをした場合で、利用開始日までに辞退する場合は、放課後子ども支援課へご連絡ください。「辞退届」についてご案内します。ご連絡をいただいた場合でも、傷害保険への加入の関係で、事業をご利用されなくても傷害保険料（年額800円）をお支払いいただく場合があります。

【入室説明会の日程】

- 各ルームの入室説明会の日程は、1月頃を目途に堺市HPに掲載予定ですのでご確認ください。

堺市教育委員会教育長 様

令和 年 月 日

堺市放課後ルーム事業実施要綱第 1 1 条第 1 項の規定により、次のとおり申し込みます。なお、『「放課後ルーム」のご案内』の記載事項を遵守できない場合又はこの申込書に虚偽の記載があった場合は、利用の承認を取り消されても異議はありません。

また、利用承認の決定及び利用状況や債権等の管理のために、児童に関する情報、世帯状況、その他必要な情報等について、確認されることに同意します。

さらに、上記内容及び申込みに係る提出書類に記載された内容のうち、当事業の利用に関して必要な情報については、当事業の運営及び児童の安全のために、運営事業者や学校等の関係機関と共有されることに同意します。

・着色部分について確認し、該当する箇所に記入願います。申し込み 1 世帯につき、1 部必要です。

・黒色または青色のボールペン等でご記入ください。（鉛筆等、消えてしまう筆記具不可）

○世帯について

住所					学校名	小学校	
保護者	氏名		児童から みた続柄	生年月日	携帯電話番号		
	① (申込者)	(フリガナ)		S ・ H 年 月 日			
	②	(フリガナ)		S ・ H 年 月 日			
自宅電話番号		緊急連絡先 (※1) <名称>		<電話番号>			

※1 ・記入は任意です。申込書の内容を電話にて確認させていただく場合があり、保護者の携帯電話及び自宅の電話につながらない際に使用することがあります。

○利用申込児童について※時間延長の利用の有無もご記入ください(利用するにした場合、利用しなくても月額負担金が必要です)

氏名	生年月日	学年 (R8.4.1時点)	利用期間 <～18：00> (R9.3.31までの間)	時間延長(※2) <18：00～19：00>	
				利用有無 (どちらか選択)	利用期間 (R9.3.31までの間)
①	(フリガナ)	H 年 月 日 新 年	R8年4月1日～ R9年3月31日 (年度途中の場合は修正し記入ください)	利用しない ・ 利用する (する時のみ期間を記入)	R 年 月 日 ～ R 年 月 日
②	(フリガナ)	H 年 月 日 新 年	R8年4月1日～ R9年3月31日 (年度途中の場合は修正し記入ください)	利用しない ・ 利用する (する時のみ期間を記入)	R 年 月 日 ～ R 年 月 日
③	(フリガナ)	H 年 月 日 新 年	R8年4月1日～ R9年3月31日 (年度途中の場合は修正し記入ください)	利用しない ・ 利用する (する時のみ期間を記入)	R 年 月 日 ～ R 年 月 日

※2 ・「利用する」を選択された場合は、堺市放課後ルーム事業の利用時間の延長（午後6時から午後7時まで）について、堺市放課後ルーム事業実施要綱第 1 4 条第 1 項の規定により申し込んだものとします。

・別途保護者負担金が発生します。利用時間の延長に係る一部負担金は、月額のみ取扱いとなります。利用日数にかかわらず、日割計算は行いませんので、ご注意ください。

・午後7時までの利用を遵守できない場合は、利用時間の延長の承認を取り消す場合があります。

・時間延長を利用する場合で、午後6時までの利用期間と同じ場合は、時間延長の利用有無で「利用する」を選択し、時間延長の利用期間については空欄でも構いません。

別紙児童状況調査票についてもご確認いただき、該当する場合はご提出願います。

下記の項目にいずれも該当しない場合は、本調査票の提出は不要です。

放課後ルーム

(2) 児童状況調査票 * お子様の状況について、お聞かせください。

- ◇ 申込児童が複数の場合、そのうち1名でも以下①～⑧の質問項目にあてはまる場合は、その児童の氏名をご記入いただき、表の左の欄に○をしてください。
- ◇ ご記入いただいた内容について、放課後子ども支援課より詳しく聞かせていただくことがあります。

学校名	記入した方	連絡先
小学校	(続柄)	(- -)

1人目	新学年	フリガナ	①～⑧にあてはまる場合 過去、同じ学校での「のびのびルーム」の利用実績について (有 無) 過去、同じ学校での「放課後ルーム」の利用実績について (有 無)
	年	児童名	
	①アレルギーがあり、生活面で除去食等の対応が必要である。 アレルギー ()	お子様の健康面や行動面、生活面等であらかじめお伝えしておきたいことがありましたらご記入ください。	
	②エピペンを所持している		
	③ルームでのエピペン接種対応を希望する		
	④てんかん坐薬等を所持している		
	⑤ルームでの坐薬挿入等てんかん対応を希望する		
	⑥支援学級に在籍または在籍予定		
	⑦身体・知的・発達についての診断を受けたことがある (診断名)		
⑧食事・排泄・着替え等に大人(指導員)の介助が必要			
2人目	新学年	フリガナ	①～⑧にあてはまる場合 過去、同じ学校での「のびのびルーム」の利用実績について (有 無) 過去、同じ学校での「放課後ルーム」の利用実績について (有 無)
	年	児童名	
	①アレルギーがあり、生活面で除去食等の対応が必要である。 アレルギー ()	お子様の健康面や行動面、生活面等であらかじめお伝えしておきたいことがありましたらご記入ください。	
	②エピペンを所持している		
	③ルームでのエピペン接種対応を希望する		
	④てんかん坐薬等を所持している		
	⑤ルームでの坐薬挿入等てんかん対応を希望する		
	⑥支援学級に在籍または在籍予定		
	⑦身体・知的・発達についての診断を受けたことがある (診断名)		
⑧食事・排泄・着替え等に大人(指導員)の介助が必要			
3人目	新学年	フリガナ	①～⑧にあてはまる場合 過去、同じ学校での「のびのびルーム」の利用実績について (有 無) 過去、同じ学校での「放課後ルーム」の利用実績について (有 無)
	年	児童名	
	①アレルギーがあり、生活面で除去食等の対応が必要である。 アレルギー ()	お子様の健康面や行動面、生活面等であらかじめお伝えしておきたいことがありましたらご記入ください。	
	②エピペンを所持している		
	③ルームでのエピペン接種対応を希望する		
	④てんかん坐薬等を所持している		
	⑤ルームでの坐薬挿入等てんかん対応を希望する		
	⑥支援学級に在籍または在籍予定		
	⑦身体・知的・発達についての診断を受けたことがある (診断名)		
⑧食事・排泄・着替え等に大人(指導員)の介助が必要			

- ◎ ルームでは原則、医療行為を行うことができません。また服薬は利用児童本人でしていただき、ルームでは原則、薬は預かりません。
- ◎ 緊急時は保護者の方への連絡及び救急搬送処置を行います。
- ◎ 坐薬挿入等てんかん対応及び、エピペン接種対応を希望される方は、後日送付する書類に必要事項を記入の上、放課後子ども支援課へ提出してください。